

平成30年9月 6日 開会

平成30年9月26日 閉会

(定例第8回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 174 号

平成 30 年第 8 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 30 年 9 月 3 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 平成 30 年 9 月 6 日（木） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富三郎	杉 谷 洋 一

○応招しなかった議員

なし

第 8 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 30 年 9 月 6 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 30 年 9 月 6 日 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 107 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 108 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 109 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 110 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 111 号 平成 29 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 112 号 平成 29 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 113 号 平成 29 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 114 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 115 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 116 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 117 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 118 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 119 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 120 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第 18 議案第 121 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 議案第 122 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 議案第 123 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 議案第 124 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 議案第 125 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 23 議案第 126 号 平成 29 年度大山町水道事業会計決算の認定について

日程第 24 議案第 127 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 25 議案第 128 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 議案第 129 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 27 議案第 130 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 森 本 貴 之	2 番 池 田 幸 恵
3 番 門 脇 輝 明	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 生 田 貴 史

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹 口 大 紀	教育長 ……………	鷺 見 寛 幸
副町長 ……………	小 谷 章	教育次長……………	佐 藤 康 隆
総務課長 ……………	野 坂 友 晴	幼児・学校教育課長 ……………	森 田 典 子
財務課長 ……………	金 田 茂 之	社会教育課長 ……………	西 尾 秀 道
税務課長……………	遠 藤 忠 敏	企画課長 ……………	井 上 龍
住民課参事兼室長……………	二 宮 寿 博	企画課参事……………	池 山 大 司
住民課長……………	山 岡 浩 義	建設課長 ……………	大 前 満
水道課長 ……………	野 口 尚 登	農林水産課長……………	末 次 四 郎
福祉介護課長 ……………	松 田 博 明	健康対策課長 ……………	後 藤 英 紀
観光課長 ……………	大 黒 辰 信	会計課長……………	岡 田 栄
地籍調査課長 ……………	白 石 貴 和	代表監査委員……………	石 黒 澄 男

午前 10 時 00 分開会

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会宣告

○議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は 16 人です。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 8 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第 4、議案第 107 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしく願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、14 番 野口 俊明議員、15 番 西山 富三郎議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 21 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 26 日までの 21 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に 6 月定例会において可決した意見書は、6 月 21 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第 18 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 8 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さんおはようございます。本日からの 9 月定例議会よろしくお願いいいたします。

私事ですが、5 月から非常に体力勝負の公務が続いておりまして、自転車で博労座に上らされたり大山登山を今シーズンもう既に 3 回、仕事で上がったりしておりまして、ついに左ひざの半月板を痛めまして、なかなか機敏に立ったり座ったりできませんし、おじぎをするのもなかなか深い角度でできませんので、ご了承いただきたいと思っております。決して一般質問の時に、立ったり座ったり歩いたり遅いからと言って時間稼ぎをしているわけではございませんので、よろしくお願いいいたします。

それでは、平成 30 年 9 月定例議会における政務報告をさせていただきたいと思っております。

まず、総務課関係です。

職員採用試験について、平成 30 年度大山町職員採用試験を 8 月 3 日（金）に実施し、保育士 2 名、保健師 1 名の採用を決定しました。

次に、企画課関係です。

まず、襄陽郡への中学生の訪問についてです。大山町と友好親善交流協定を締結している大韓民国江原道襄陽郡に中学生 14 人と引率 1 人が、8 月 7 日（火）から 10 日

(木)にかけて訪問し交流を深めました。滞在中は郡内施設の見学や水陸両用車などを体験し、互いの文化の違いについての認識の機会となりました。

次に、「だいせんファンクラブ交流会」についてです。

8月26日(日)に本年は大阪で開催し、会員・来賓など合わせて53名の出席となりました。交流会では、最近の町の様子を映像で紹介し、参加された皆様には、現在の近況の報告をしていただき、特産品を味わいながらふるさとの話に花を咲かせ、交流を深めていただくことができました。

次に、こども課関係です。

子育て支援に関する連携協定の締結についてです。8月28日鳥取県生活協同組合と子育てしやすい地域づくりや地域で子育てを支えあう環境づくりを効果的に行うことを目的に連携協定を締結いたしました。

今後、育児パッケージの提供やイベント活動、買い物や食事支援などに協力して取り組んでまいります。

次に、農林水産課関係です。

獣肉解体処理施設新築工事を工事費3,672万円で発注し、今年11月末完成を目指し現在施工中です。

次に、建設課関係です。

社会資本整備総合交付金事業についてです。平成29年度繰越しておりました町道坊領向原線橋梁上部工事2件と町道退休寺線改良工事1件は、6月末に工事完了しました。

次に、観光課関係です。

伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典及び第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取の記念式典についてです。伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典が8月9日(木)米子市公会堂で、眞子内親王殿下をお招きして盛大に開催されました。

8月11日には第3回「山の日」記念全国大会が大山総合体育館で行われました。式典には県内外から700人の参加があり、外で行われた森の恵み感謝祭には2,500人の来場者がありました。

最後に、社会教育課関係です。

まず、第11回大山町総合文化祭の取組み開始について、10月27日(土)・28日(日)に、名和農業者トレーニングセンターを会場に開催予定としております、第11回大山町総合文化祭について、第1回の実行委員会を7月24日(火)に開催しました。今年度は大山開山1300年ということもあり、展示、発表、物販などで、各部門で「大山」をテーマに取り組んでいくこととしております

次に、沖縄県嘉手納町への人材育成交流団派遣についてです。

7月31日(火)から8月3日(金)の間、沖縄県嘉手納町との人材育成交流事業として、本町児童16名と引率者が訪問し、ホームステイ交流などを体験しました。今回

は交流 30 周年として嘉手納町で記念式典が催されたことから、私と杉谷議長ほか 2 名が表敬訪問し、両町の今後の交流展開などについて意見交換なども行ってまいりました。

続きまして、報告第 12 号 専決処分の不承認に伴う措置について報告をさせていただきます。

本案は、平成 30 年第 7 回大山町議会臨時会において、専決処分が不承認となった「大山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第 179 条第 4 項の規定に基づき、必要な措置を講じたので、議会に報告するものであります。

報告する内容は主に、専決処分の経緯と不承認について、専決処分の不承認に伴う措置について、改善に向けた取組み等についてであり、公告、町報、ホームページで報告いたしました。

次に報告第 13 号です。本案は、平成 30 年第 7 回大山町議会臨時会において、専決処分が不承認となった「平成 30 年度大山町一般会計補正予算(第 4 号)」について、地方自治法第 179 条第 4 項の規定に基づき、必要な措置を講じたので議会に報告するものであります。

専決処分の不承認について、提案者である町長としてこの結果を大変重く受け止め町民の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

今後は、当該責務を踏まえ、適切に執行して参りますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第 14 号 平成 29 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてです。

本案は、平成 19 年 6 月 22 日に公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条の規定により、平成 29 年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、議会にご報告するものであります。

健全化判断比率の指数は、実質赤字比率、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合、連結実質赤字比率、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合、実質公債費比率、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合、将来負担比率、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合、の 4 つの指標で判断するもので、本町の指数はお手元に配布しております別紙のとおりであります。

次に、報告第 15 号 平成 29 年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてです。

本案は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条の規定により、平成 29 年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。

本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。

ます。

次に、報告第 16 号、第 17 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてです。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

最後に、報告第 18 号 長期継続契約締結の報告についてです。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 107 号

○議長（杉谷 洋一君） 次に日程第 4、議案第 107 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案は、質疑・討論・採決まで行います。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 107 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、平成 30 年 10 月より、現行の組織機構について一部変更を行うことといたしました。

具体的には、町民の健康の増進及び医療費抑制を総合的に図るため、国民健康保険業務及び後期高齢者医療業務を住民課から健康対策課へ所管変更するものであります。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） お尋ねいたします。今回国民健康保険に関する事務が移動になるようでございますけれども、私の感覚から言えば、国民健康保険と国民年金については、一対のものではないか、事務的にですね、一対のものではないかという感覚がしてるわけですが、片方だけ、国民健康保険のほうだけ動かされたということで、この後の事務作業に支障はないのか、あるいは町民サービスについて低下することがな

いのかということをお尋ねいたしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。事務に支障がないかというところは、担当課からお答えいたしますけれども、基本的には、国民年金と国民健康保険というのは別ものだというふうに考えております。

○住民課長（山岡 浩義君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 山岡住民課長。

○住民課長（山岡 浩義君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、国民健康保険業務が所管変えになるわけですが、住民課のほうとしましては、総合窓口業務がございますので、各種届で等は、住民課のほうでも受付いたしますので、届けとしましては、国民健康保険、国民年金同時にできるということで、サービスの低下はないというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 107 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 107 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 108 号 ～ 日程第 7 議案第 110 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 5、議案第 108 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第 7、議案第 110 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 竹口 大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第 108 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、大山町国民健康保険税条例に所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険税の賦課方式を所得割、資産割、均等割、

平等割の4方式から、資産割を廃止し3方式に移行するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行としております。

続きまして議案第109号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、指定管理受託者の「楽しもなかやま」が、合宿等の利用に対応できるよう旅館業の許可申請時に宿泊定員の見直しを行い、許可を受けているものであり、それに合わせて改正するものです。

条例改正の内容としては、旅館業の許可に合わせ、今まで宿泊の客室として利用していなかったセミナールームを利用できるようにし、それに伴い宿泊料金の設定を行うとともに、他の会議室等の定員を増とするものです。

なお、施行日は公布の日からとしております。

続きまして、議案第110号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、第6条別表に定めております大山中の原スキー場の使用料につきまして、一部改正をお願いするものであります。

今回の改正は、大山スキー場を構成しています民間事業者が、リフト券をICカード化することに伴い、収支バランスなど慎重に検討を加えた結果、今般一部値上げを決断されました。

指定管理に付しております町営部分も足並みを揃える必要が生じたため改正をお願いするものであります。

なお、現行料金は平成26年度の消費税率引き上げ時に改訂したものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第111号～日程第23 議案第126号

○議長（杉谷 洋一君） 続いて日程第8、議案第111号 平成29年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、議案第126号 平成29年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第111号 平成29年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成29年度大山町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしくお願いいたします。

決算の概要につきましては、決算書297ページの「実質収支に関する調書」に記載をしておりますが、歳入総額118億4,747万5,721円に対して、歳出総額112億3,588万

6,947円で、歳入歳出差引額6億1,158万8,774円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）6,541万7,000円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、5億4,617万1,774円であります。

それでは、決算の概要について、歳入から主なものをご説明申し上げます。

平成29年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額129億7,815万5,000円に対し、調定額119億5,365万2,227円、収入済額118億4,747万5,721円で、町税401万7,215円を不納欠損しておりますので、収入未済額は、1億215万9,291円となり、予算現額に対して91.3%、調定額に対して99.1%の収入状況となっております。

未収金につきましては、28年度と比較して13万659円増加しました。未収金の減少について努力してまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解をお願いする次第であります。

次に、歳入の大きなウエイトを占める、明細書21ページから22ページ第35款地方交付税ですが、決算額は51億1,466万9,000円で、前年度比、額にして1億8,934万4,000円の減でありました。

普通交付税は、平成28年度に比べて1億8,521万9,000円の減となっております。その理由としましては、合併算定替え措置の縮減が3割から5割となったことが主な要因であるものと分析しております。

次に、歳出の概要について、ご説明申し上げます。

総括表13ページ、14ページになりますが、平成29年度の一般会計歳出決算額は、予算現額129億7,815万5,000円円に対し、支出済額112億3,588万6,947円で、予算現額に対します執行率は、86.5%であります。また、翌年度に繰り越す額3億1,990万1,000円を控除した不用額は14億2,236万7,053円であります。

以上、平成29年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成29年度決算審査資料をご覧くださいいただきますようお願いいたします。

次に、議案第112号 平成29年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出とも25万5,048円であります。

歳入の主なものは、第5款財産収入第5項財産運用収入の利子及び配当金25万5,047円で、土地開発基金から生じた利子であります。

歳出につきましては、第10款諸支出金第5項公有財産取得費の25万5,048円で、土地開発基金に積み立てをしております。

次に、議案第113号 平成29年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額は1,428万4,859円に対し、歳出総額は1,418万4,859円で、差引残

額 10 万円を平成 30 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計に繰り越しております。
はじめに歳入の主なものについてご説明いたします。

第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 1,037 万 9,360 円で、収入未済額は 2 億 8,917 万 7,824 円となっております。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費 986 万 9,203 円は、一般会計繰出金などであります。

次に、議案第 114 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額 1,357 万 8,059 円に対し、歳出総額は、1,098 万 9,282 円で差引残額 258 万 8,777 円を平成 30 年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しております。

歳入の主なものについて、ご説明いたします。

第 5 款管理収入 1,014 万 2,075 円は、計量給水料金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費 1,098 万 9,282 円のうち主なものをご説明いたしますと、需用費の内、配水設備修繕料 306 万 859 円は、施設及び管路等の修繕に係るものであります。

負担金補助及び交付金の 200 万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担したものであります。

次に、議案第 115 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

歳入総額 1,356 万 2,945 円に対し、歳出総額も 1,356 万 2,945 円と同額となっております。

歳入から主なものをご説明いたします。

10 款繰入金、一般会計からの繰入金 1,256 万 2,945 円であります。

次に、歳出について説明いたします。

5 款総務費のうち施設運営経費であります一般管理費が 1,271 万 4,724 円でありまして、主な修繕内容につきましては、外壁修繕・バイオトイレ修繕に約 477 万円かかっております。

指定管理委託料 520 万円です。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 116 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計におきましては、歳入総額が 25 億 5,124 万 9,368 円、歳出総額が 24 億 493 万 8,852 円となり、歳入歳出差引残額 1 億 4,631 万 516 円を翌年度に繰越すものであります。

歳入から主なものを説明いたします。

第 5 款国民健康保険税は、収入済額が 4 億 2,378 万 4,452 円、不納欠損額 576 万

1,373円、収入未済額7,948万1,881円で、収納率は、現年分が95.56%、滞納繰越分が21.74%となっております。第15款国庫支出金5億2,386万7,582円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第20款前期高齢者交付金は、7億2,307万746円あります。第30款県支出金1億2,358万8,996円の主なものは、財政調整交付金であります。第50款繰入金1億7,234万4,831円は、一般会計繰入金であります。

次に、歳出について説明いたします。

第10款保険給付費14億8,681万8,874円は、各種の医療給付費とその審査支払手数料、また、出産育児一時金及び葬祭費として支出しております。第40款保健事業費1,785万3,310円の主なものは、特定健康診査等の委託料、及び人間ドックの健診委託料であります。

次に、議案第117号 平成29年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所及び大山口診療所の3診療所を合わせた診療施設勘定決算であります。

歳入総額3億3,020万3,767円に対し、歳出総額は同額の3億3,020万3,767円あります。

歳入の主なものをご説明いたします。

第5款診療収入2億4,143万5,282円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第15款使用料及び手数料2,827万2,970円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第30款繰入金3,621万3,097円の主な内訳は、診療施設整備に係る起債償還分などあります。

続いて歳出について説明をいたします。

第5款総務費1億7,059万1,098円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第10款医業費1億3,949万4,305円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。

次に、議案第118号 平成29年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の歳入総額は2億373万503円、歳出総額は、2億328万9,838円で歳入歳出差し引き残額44万665円を、翌年度に繰越すものであります。

歳入から主なものを説明いたします。

第5款保険料1億2,767万8,014円は、後期高齢者に係る保険料であります。第20款繰入金7,572万4,270円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に歳出について説明いたします。

第10款後期高齢者医療納付金1億9,908万9,875円は、保険料等負担金および広域

連合事務費負担金であります。

議案第 119 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計は、歳入総額 23 億 7,744 万 620 円、歳出総額 22 億 5,229 万 3,195 円で、差引残額 1 億 2,514 万 7,425 円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入から説明いたします。

第 5 款介護保険料の収入済額は 4 億 6,864 万 1,338 円で収納率は 98.3%であります。第 15 款国庫支出金 5 億 6,646 万 7,957 円、第 25 款県支出金 3 億 3,314 万 2,621 円は、介護給付費・地域支援事業費に係る国庫・県負担金、調整交付金及び国・県補助金であります。第 20 款支払基金交付金 5 億 9,371 万 6,000 円は、第 2 号被保険者納付保険料分として交付されたものであります。第 30 款繰入金 3 億 1,223 万 1,905 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分であります。

次に歳出について説明いたします。

第 10 款保険給付費 20 億 7,705 万 2,039 円は、介護サービス等の利用に係る負担金等を支出しております。第 15 款地域支援事業費 8,750 万 7,822 円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援事業・任意事業費として支出しております。

次に、議案第 120 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

歳入の決算総額 4 億 4,386 万 9,675 円に対し、歳出総額は、4 億 4,385 万 830 円で差引残額 1 万 8,845 円を平成 30 年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰り越しております。

はじめに、歳入の主なものについてご説明いたします。

第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,286 万 7,953 円は、下水道使用料及び督促手数料であります。第 25 款繰入金 3 億 1,157 万 7,709 円は、一般会計からの繰入金であります。

つぎに、歳出についてご説明いたします。

第 5 款事業費 1 億 3,667 万 2,930 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 3 億 715 万 1,590 円は、起債の元利償還金であります。

次に、議案第 121 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入の決算総額 3 億 9,776 万 2,302 円に対し、歳出総額は、3 億 9,768 万 884 円で差引残額 8 万 1,418 円を平成 30 年度大山町公共下水道事業特別会計に繰り越しております。

はじめに、歳入の主なものについてご説明いたします。

第 10 款使用料及び手数料 1 億 2,017 万 9,525 円は、下水道使用料及び督促手数料で

あります。第 15 款国庫支出金 2,085 万円は社会資本整備総合交付金であります。第 20 款繰入金 2 億 3,868 万円は、一般会計からの繰入金であります。

つぎに、歳出についてご説明いたします。

第 5 款事業費 1 億 3,768 万 7,614 円は、処理場等の施設管理費、修繕及び大山浄化センター長寿命化対策工事等に要した経費であります。第 10 款公債費 2 億 5,999 万 3,270 円は、起債の元利償還金であります。

次に、議案第 122 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 5,360 万 3,092 円に対し、歳出総額 4,770 万 7,549 円であり、差引残額 589 万 5,543 円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入から主なものをご説明いたします。

第 25 款諸収入のうち、第 5 項収益事業収入 4,950 万 1,114 円は、電力の売電収入であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款総務費は、風力発電所の管理運営費であり、主なものとして、風車ブレードなどの補修に係る施設修繕料 750 万 600 円、風力発電所の保守点検業務、風力監視システム導入などの委託料 1,312 万 8,480 円などであります。

また、今年度は、風力発電事業基金へ 500 万円の積み立てを行っております。第 10 款公債費は、地方債に係る元金償還金 1,756 万 7,677 円などであります。

次に、議案第 123 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 1,458 万 9,637 円に対し、歳出総額は 1,458 万 9,637 円で差引残額は 0 円であります。

歳入から主なものをご説明いたします。

第 5 款使用料 411 万 7,932 円は、指定管理者並びにナスパルタウン居住者等からの温泉使用料であります。第 10 款繰入金 1,047 万 1,703 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第 5 款温泉館費 1,458 万 9,637 円は温泉館運営費で、主なものは修繕料 339 万 876 円、指定管理等の委託料 368 万 2,632 円、温泉館空調設備改修工事設計委託料 86 万 4,000 円、温泉館空調設備改修工事請負費 579 万 9,600 円であります。

次に、議案第 124 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」、「大山口南団地」の販売、維持管理を行う会計であります。

歳入の決算総額 4,454 万 7,740 円に対し、歳出の決算総額 1,294 万 6,600 円で、差引残額 3,160 万 1,140 円となるものであります。

歳入から主なものをご説明いたします。

第 5 款財産収入 3,325 万 6,500 円は、土地売り払い収入が主なものであり、内訳は「ナスパルタウン」1 区画、「大山口南団地」5 区画の販売実績であります。第 15 款繰越金 1,127 万 6,950 円は前年度からの繰越金であります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款宅地造成事業費 1,288 万 160 円の主なものは、購入者紹介謝礼金として 50 万円、施設維持管理委託料 75 万 8,160 円、一般会計への繰り出し金として 1,148 万 1,000 円などであります。

次に、議案第 125 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本会計の決算額は、歳入総額 1,598 万 4,906 円に対し、歳出総額も 1,598 万 4,906 円と、同額となっております。

歳入から主なものをご説明いたします。

第 10 款繰入金が 256 万 782 円で、索道事業基金繰入金、第 20 款諸収入は 1,302 万 4,124 円で、指定管理納付金であります。

次に歳出では、第 5 款索道費が 1,442 万 4,124 円で、主なものといたしまして、リフト敷地使用料が 1,097 万 5,000 円、スキー場関連の負担金及び補助金が 289 万円などあります。

最後に、議案第 126 号 平成 29 年度大山町水道事業会計決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

はじめに業務の状況ですが、給水栓数 5,873 栓、給水人口 1 万 4,684 人に年間総配水量 185 万 9,474 立方メートルを供給し、有収率は 79.9%でした。

経理の状況につきまして、決算報告書 1 ページは消費税込で（1）収益的収入及び支出の収入、第 1 款水道事業収益は 3 億 806 万 6,595 円、支出の第 1 款水道事業費用は 2 億 7,169 万 6,607 円であります。

次に（2）資本的収入及び支出の第 1 款資本的収入は企業債の借入 5,480 万円、企業債償還の補助としての出資金 2,893 万 2,323 円、監視設備更新工事の補助金 1,294 万 2,000 円で合計 9,667 万 4,323 円であります。

続きまして、資本的支出では、監視設備更新工事等による建設改良費が 6,829 万 8,120 円、企業債償還金が 1 億 1,549 万 9,920 円で、資本的支出合計が 1 億 8,379 万 8,040 円となり、資本的収入の不足する額 8,712 万 3,717 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 505 万 9,120 円と過年度分損益勘定留保資金 8,206 万 4,597 円で補填しております。

続きまして、収益的収支の主なものは、第 1 款 水道事業収益の中の営業収益で主な

ものは、水道使用料で2億801万2,953円であります。

次に費用の主なものは、第1款水道事業費用ですが、第1項営業費用の原水及び浄水費の委託料700万1,200円は水質検査料金、動力費1,846万9,635円は水源地等の電気料金であります。

続きまして、配水及び給水費4,193万7,053円は、職員2名分の給料、手当、配水管修繕等に要した修繕費2,090万2,483円が主なものであります。

次の総係費891万6,865円は、職員1名分の給料、手当等と会計支援業務等の委託料184万9,000円が主なものであります。減価償却費につきましては、構築物等の減価償却費により1億5,584万6,572円であります。

続きまして、第2項営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息2,499万6,693円が主なものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 平成29年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。石黒澄男代表監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） おはようございます。

平成29年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして意見を申し上げます。

私と、西山監査委員の二人で監査を行ったところではございますけれども、私のほうが代表して報告させていただきます。

意見書の説明の前ですけれども、暑いなか、細部にわたって監査に協力いただきました大山町の職員の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

意見につきましては、お配りしておりますので、主だったところのみを朗読させていただきます報告とさせていただきます。

まず第1の審査の概要につきましては省略させていただきます。

第2の審査の結果についてでございますが、1の決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認いたしました。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値につきましても、適正に執行されていることが認められました。

2の執行状況についてですが、各会計の予算執行の内容につきましては、予算計上の趣旨を踏まえて、概ね有効・適切に執行されていることを確認いたしました。

町税の減額を賄うほどのふるさと納税の増収が貴重な自主財源となっているほか、有

利な起債の活用など安定した財政運営が図られていますが、合併算定替え措置の3割から5割への縮減増を主因とする普通交付税の減額が、今後の留意すべき点となっています。今後も、歳入・歳出両面で相応の対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたいとしております。

次に、第3の会計別執行状況については省略させていただきます。

続いて第4の資金運用状況についてです。

平成29年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められました。平成29年度末の基金現在高は64億473万2,000円と、前年度末に比べて2億4,405万7,000円増加しています。

基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られていますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるので、その運用については財政計画等をしっかり考慮し対処されたいとしております。

続いて第5の財産管理の状況についてですが、平成29年度における財産管理の状況は、生かすべきものを生かすなどされ、適正に行われているものと認められました。

第6の主要事業の執行状況についてです。平成29年度においては、大山開山1300年を見据えた大山参道のにぎわい復活のための複合商業施設建設事業、情報通信設備の更新整備事業などの大型事業に係り、各担当課の事務量増が心配されるところであったが、概ね適正に執行されているものと認められた。

また、ふるさと応援基金事業について、平成29年度から積立額は寄付金総額ではなく実利益分とされています。平成28年度の積立額の実利益分1億81万5,587円に比べまして、平成29年度の積立額が1億871万1,614円と789万6,027円の増加となっており大きな成果として評価できる場所であるとしております。

最後に第7の指摘事項等についてですが、昨年度指摘事項といたしました、工事業務完了後に行われる検査の実施について、各課からの提出書類により、完了検査の実施日などを確認し、改善が認められました。よって指摘事項はなしといたしました。

監査意見として、3件挙げております。

まず1件目です。工事請負契約において、契約解除に至ったものが1件見受けられました。契約当事者間の折衝・協議を経てのやむなくの結果であるものと認識しておりますが、しかしながら、契約が解除に至ることは極めて稀な事例と認識するところがございます。本件については、やむなくのものであるとはいえ、契約解除により当該事業の推進に遅滞を生じさせるものとなりかねないものであり、今後同様の案件が生じることのないよう留意していただきたいものとし、意見としております。

2件目ですが、収入未済額についてでございます。平成28年度決算時点で過年度未収と同額が今回の決算審査でも過年度未収であがっている案件がいくつかございます。すなわち平成28年度末時点においても平成29年度末時点でも徴収ができなかった案件

でございます。担当部署におかれましては、対象の方と折衝等行われていると聴取しておりますが、ともあれ、長期未収については、このまま同額を計上し続けることにならないように策を講じられたく意見としております。

3 件目です。各課の事業・事務の執行状況を確認する中で、子育て支援関連事業や、地方創生関連事業、大山開山 1300 年関連事業等、新たな事業、事務が多数発生しており、その継続も行われているところでございますが、昨年、一昨年の監査意見でも述べましたとおり、定員事情が厳しい以上、初期の目的を達成したと見込まれる事業や費用対効果が乏しい事業などの安易な継続実施は、職員への過重な負担、他の重要事業遂行の妨げになる可能性が大きいので、思い切った廃止等の事業・事務の見直しが望まれるところであるとしております。

続きまして、平成 29 年度大山町水道事業会計決算審査意見書の説明を申し上げます。審査の概要、審査した書類、収益的収入支出及び利益の状況、業務内容につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

最後の、結びのところを読み上げさせていただきます。

消費税を除いた本年度の収益的収支における総収益は、2 億 9,120 万 8,563 円、総費用は、2 億 6,714 万 9,249 円で、当年度の利益は 2,405 万 9,314 円となっております。

水道使用料未収金は、1,821 万 2,963 円で、前年度に比べ 88 万 2,607 円の増額となっております。引き続きですね、徴収対策に努力されたいところでございます。

あと、平成 29 年 4 月から料金体系の統一がなされたことについては、長期間に渡り調整をおこなわれたもので、苦勞の末のものとして認識しており、負担の公平性の観点からしても評価すべきものと考えております。

また長期的視点をもって、施設の修繕・更新に係る計画については、「経営戦略」の策定中と聴取したところであり、策定に努められ、安定供給をより確固たるものとするよう努められたいところでございます。

平成 29 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見でございます。

1 番の審査の概要について

2 番審、審査の結果のうち、総合意見としましては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められているとしております。

次に、個別意見で平成 29 年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっております。

次に平成 29 年度の連結実質赤字比率は、これも実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっております。

平成 29 年度の実質公債費比率は 9.7%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っております。

ただまた平成 28 年度と比較すると、1.0 ポイントの増加となっています。
平成 29 年度の将来負担比率は 9.7%で、前年度比 12.3 ポイント増加となっています。
これは基金の積立が伸び、充当可能基金は増加したものの、地方債残高の減が主要因となり将来の基準財政需要額算入見込額が減となったこと、また、合併算定替措置の縮減により標準財政規模が下がったことが要因となっています。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められます。

最後に、平成 29 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査について報告で「ございます。

1 番目の審査の概要につきましては、説明を省略させていただきます。

2 番目の審査の結果でございます。総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 29 年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

次に個別意見につきましては、審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を充たしていると判断できますが、現下の厳しい経済情勢を鑑みまして、財政の健全化に向けてなお一層努力されたいとしております。是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないとしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） 監査委員には、平成 29 年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

日程第 24、議案第 127 号～日程第 27、議案第 130 号

○議長（杉谷 洋一君） 次に、日程第 24、議案第 127 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算(第 7 号) から、日程第 27、議案第 130 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第 1 号) についてまでの計 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第 127 号 平成 30 年度大山町一般会計補正予算(第 7 号) について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、公共施設個別施設計画策定支援業務委託料、町営住宅今在家団地駐車場整備設計業務委託料の新規計上、平成 30 年 7 月豪雨呉市復興支援事業、町道坊領向原線改良事業の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 3,942 万 6,000 円を追加し、歳入歳出

予算の総額を 116 億 1,091 万円とするものであります。

次に、議案第 128 号 平成 30 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、国保制度改革に伴い、療養給付費等負担金及び調整交付金の交付申請に必要な国保事業報告用システムの改修委託料 27 万円の増額と、国庫負担金の前年度分の精算等に係る償還金 3,425 万 5,000 円の増額によるものが主なもので、歳入歳出予算を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 3,459 万 1,000 円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、21 億 994 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 129 号 平成 30 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、職員の異動に係る人件費の増及び大山口診療所のシロアリ駆除委託料の増のため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 143 万 2,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 5,900 万円とするものであります。

最後に、議案第 130 号 平成 30 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、第 1 表の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 126 万 4,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 683 万 1,000 円とするものと第 2 表の債務負担行為をするものであります。

はじめに、歳入から説明します。

第 10 款繰入金を 126 万 4,000 円増額するものであります。

次に歳出について説明します。

第 5 款温泉館費 126 万 4,000 円の増額は、温泉館玄関の屋根の修繕をおこなうものであります。

次に第 2 表は中山温泉館の指定管理料を平成 31 年から平成 33 年まで、1,100 万円を限度額として債務負担行為をするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長（杉谷 洋一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日 9 月 7 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午前 11 時 18 分散会

